○やまと広域環境衛生事務組合公文例規程

(平成23年3月1日訓令甲第3号)

第1節 通則

(趣旨)

第1条 やまと広域環境衛生事務組合の公文書は、別に定めるもののほか、この訓令の 定めるところにより作成しなければならない。

(用字用語及び文体)

- 第2条 用字及び用語は、平易なものを用い、現代かなづかいによらなければならない。
- 2 文体は、口語体とし、ひらがな書きとする。ただし、文語体でかたかな書きによる 令達の一部を改正する場合は、その用例による。

(記述の方法)

- 第3条 公文書の記述は、次の各号によらなければならない。
 - (1) 公文書には必ず題名をつけること。
 - (2) 長文にわたる令達には目次をつけ、適宜編、章、節、款に分けること。
 - (3) 条文の右肩に見出しをつけること。
 - (4) 引用法令には、その法令番号を次の例によりかっこ書きすること。

地方自治法(昭和22年法律第67号)

第2節 条例

(制定)

- 第4条 条例を新たに制定するときは、次の各号の例による。
 - (1) 条を設けない場合

| ×○○○条例をここに公布する。 | | | |
|-----------------|------|-----------|---|
| ××○年○月○日 | | | |
| | やまと広 | 域環境衛生事務組合 | |
| | 管理者 | 署 | 名 |
| | | | |
| 条例第〇号 | | | |
| ×××○○○条例 | | | |
| × | | | |
| | | | |
| ×××附 則 | | | |
| × | | | |

(2) 条を設ける場合

×○○○条例をここに公布する。

××○年○月○日

やまと広域環境衛生事務組合

| | 管理者 | 署 | 名 |
|---|-----|----------|----|
| 条例第○号 | | | |
| ×××○○○条例 | | | |
| × (······) | | | |
| 1条×····· | | | |
| 2 ×····· | | | |
| × (1) ······ | | | |
| × (2) ······ | | | |
| × (······) | | | |
| 第 2 条×····· | | | |
| × | | | |
| ×××附 則 | | | |
| 1 ×···································· | | | |
| 2 ×····· | | | |
| × | | | |
| (3) 目次を付す場合 | | | |
| ×○○○条例をここに公布する。 | | | |
| ××○年○月○日 | | | |
| | やまと | 広域環境衛生事務 | 組合 |
| | 管理者 | 署 | 名 |
| | | | |
| 久周笠〇 P. | | | |
| 条例第〇号 | | | |
| ×××○○○条例 | | | |
| ×××○○○条例 目次 | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×······ | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×···································· | | | |
| ×××○○○条例目次第1編×···································· | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×···································· | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×···································· | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×···································· | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×···································· | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×···································· | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×···································· | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×···································· | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×···································· | | | |
| ×××○○○条例 目次 第1編×···································· | | | |

| 第2条×·····。 | | |
|--|---------------------|---|
| × (······) | | |
| 第3条×······ | | |
| | | |
| ;××××第2款×······· | | |
| × (······) | | |
| 第4条×·····。 | | |
| ×××附 則 | | |
| ×····································· | | |
| (改正) | | |
| 第5条 条例を改正するときは、次の各号の例によ | る。 | |
| (1) 全部を改正する場合 | | |
| ×○○○条例をここに公布する。 | | |
| ××○年○月○日 | | |
| | やまと広域環境衛生事務組合 | |
| | 管理者 署 | 名 |
| | | |
| 条例第〇号 | | |
| ×××○○○条例 | | |
| ×○○○条例(○○年条例第○号)の全部を改正する |) ₀ | |
| × (······) | | |
| 第1条×····· | | |
| | | |
| ×××附 則 | | |
| × | | |
| (2) 一部を改正する場合 | | |
| ×○○○条例の一部を改正する条例をここに公布す | ⁻ る。 | |
| ××○年○月○日 | | |
| | やまと広域環境衛生事務組合 | |
| | 管理者 署 | 名 |
| | | |
| 条例第○号 | | |
| ×××○○○条例の一部を改正する条例 | | |
| ×○○○条例(○○○年条例第○号)の一部を次のよ | こうに改正する。 | |
| ×題名を「△△△条例」に改める。 | - | |
| ×目次中「○○」を「△△」に改める。 | | |
| | | |

| $	imes$ 第〇条見出しを「 $(riangle \triangle \triangle)$ 」に改める。 |
|--|
| ×第1条を次のように改める。 |
| 第1条。 |
| ×第3条から第5条までを次のように改める。 |
| 第3条。 |
| 第4条。 |
| 第 5 条。 |
| ×第6条第2項を次のように改める。 |
| × 2 ×·································· |
| ×第7条第3項第2号を次のように改める。 |
| × (2) ······· |
| ×第8条第2項ただし書きを次のように改める。 |
| ××ただし、。 |
| $	imes$ 第9条第1項第2号中「 $\bigcirc\bigcirc$ 」を「 $\triangle\triangle$ 」に改める。 |
| ×様式第2号を次のように改める。 |
| |
| 様式第2号 |
| |
| |
| |
| |
| 別表中「〇〇〇〇〇〇〇」を「××××××××」に改める。 |
| |
| ×第10条の次に次の2条を加える。 |
| 第10条の2×。 |
| 第10条の3×·······。 |
| ×第11条第3項の次に次の2項を加える。 |
| 4 ×···································· |
| 5 ×······· |
| imes第13条第1項第2号中「〇〇」の次に「 $	riangle$ $	imes$ を加える。 |
| ×第14条を次のように改める。 |
| 第14条 削除 |
| ×第15条を削る。(第15条を削り、第16条を第15条とし、以下順次1条ずつ |
| 繰り上げる。) |
| ×第16条第2項を削る。(第16条第2項を削り、第3項を第2項とし、以下順次 |
| 1項ずつ繰り上げる。) |
| ×第17条第1項第2号中「○○」を削る。 |

×××附 則 ×·······。

(廃止)

第6条 条例を廃止するときは、次の例による。

- ×○○○条例を廃止する条例をここに公布する。
- ××○年○月〇日

やまと広域環境衛生事務組合 管理者 署 名

条例第○号

- ×××○○○条例を廃止する条例
- ×○○○条例(○○年条例第○号)は、廃止する。
- ×××附 則
- ×この条例は、○年○月○日から(公布の日から)施行する。
- 2 新たな条例の制定に伴って旧条例又は既存の他の条例を廃止するときは、前項の規定にかかわらず、当該新条例の附則において、次の例により廃止する。

×××附 則

- 1×この条例は、………から施行する。
- $2 \times \bigcirc \bigcirc$ 条例 (\bigcirc 年条例第 \bigcirc 号)は、廃止する。

第3節 規則

(制定又は改廃)

第7条 第4条、第5条及び第6条の規定は、規則を制定し、改正し又は廃止する場合 に準用する。

第4節 告示

(告示)

- 第8条 告示を新たに制定し、改正し又は廃止するときは、次の各号の例による。
 - (1) 条を設ける場合

告示第〇号

- ×○○規程を次のように定める。
- ××○年○月○日

やまと広域環境衛生事務組合 管理者 氏 名

×××○○○規程

 $\times (\cdots \cdots)$

第1条×······。

(2) 条を設けない場合

| 告示第〇号 | |
|-------------------------|----------------------|
| ×を次のように定める。 | (指定する。許可した。取り消し |
| た。登録した。) | |
| ××○年○月○日 | |
| | やまと広域環境衛生事務組合 |
| | 管理者 氏 名 |
| | |
| × | |
| 第5節 訓令 | |
| (訓令の種類) | |
| 第9条 一般に対するものを訓令甲とし、特定の一 | 一部に対するものを訓令乙とする。 |
| (訓令) | |
| 第10条 訓令は、次の各号の例による。 | |
| (1)条を設ける場合 | |
| 訓令甲(乙)第○号 | |
| ×○○○規程を次のように定める。 | |
| × × ○年 ○ 月 ○ 日 | |
| 7,7010101 | やまと広域環境衛生事務組合 |
| | 管理者 氏 名 |
| | 日子工 |
| ×××○○○規程 | |
| × (······) | |
| 第 1 条 | |
| | |
| <u>(2)条を設けない場合</u> | |
| | |
| 訓令甲(乙)第○号 | |
| X | |
| ××○年○月○日 | 今上上中四座在 4年初如人 |
| | やまと広域環境衛生事務組合 |
| | 管理者 氏 名 |
| 第6節 達 | |
| (達) | |
| 第11条 達は、次の例による。 | |
| 達第○号 | |
| やまと広域 | 環境衛生事務組合 |

何 某
×○○○規則第○条により……を命ずる。(を禁止する。営業の停止を命ずる。を取り消す。中止を命ずる。)
××○年○月○日

やまと広域環境衛生事務組合
管理者 氏 名

第7節 指令

(名義)

第12条 株式会社又は社団及び財団法人等の取締役又は代表者がその法人を代表して行った申請に対する指令は、命令を受ける者を代表者何某としないで会社その他法人の名義をもってする。

(指令)

第13条 指令は、次の例による。

| +12/ | ヘな | 4 | \ P |
|------|----|----|-----|
| 指4 | ロタ | けし | ノケ |

やまと広域環境衛生事務組合…………

何

某

×○年○月○日付をもって申請のあった………のことは、(次の条件を付して)許可 する。(許可しない。認可する。認可しない。)

××○年○月○日

やまと広域環境衛生事務組合

管理者 氏

夂

第8節 往復文その他

(往復文)

第14条 往復文は、次の例による。

○第○○○号 ○年○月○日 何 某 殿 やまと広域環境衛生事務組合 管理者 氏 名 ……ついて(申請)(通知)(照会)(回答)(報告) 標記について次のとおり(別紙のとおり)申請します。(通知、照会、回答、送付、報告します。) なお 告します。)

| 2 | | | | | |
|-------------------------|---|-----------|---------|------------|-------|
| (1) | • | | | | |
| (2) | | | | | |
| | | | | | |
| · (戒告書) | | | | | |
| 第15条 戒告書は、次の | の例による。 | 0 | | | |
| | 戒 | 告 | 書 | | |
| | | | 〇〇市(| 町村) | |
| | | | | 何 | 某 |
| 上の者 | …せるは… | | のおそ | れあるをもって | 、〇〇〇法 |
| (条例)第○条により、この |)戒告書到遺 | 達の日から○ | 日以内に | | …すること |
| | | を命ずる。 | | | |
| 上記指定期間内に | を | 覆行しないと | きは、当組合 | 合においてこれ | を執行し |
| (| としてこれ | を執行せしめ |)、その費用 | を徴収する。 | |
| 以上行政代執行法第3章 | 条により戒 | 告する。 | | | |
| ○年○月○日 | | | やまと | 広域環境衛生事 | 務組合 |
| | | | 管理者 | 氏 | 名 |
| (代執行令書) | | | | | |
| 第16条 代執行令書は、 | 次の例に | よる。 | | | |
| | 代 | 執 行 令 | | | |
| | | 15 15 | | (町村) | |
| | | | 0 0 114 | 何 | 某 |
| 上の者せる/ | 1 | のおそれ | あるをもつ | | |
| 書をもって、 | | | | | |
| 次のとおり当組合においる | | | | | |
| ○年○月○日 | | | | 広域環境衛生事 | |
| | | | 管理者 | | 名 |
| 1 代執行の時期 | | | | | ,, |
| 2 執行責任者 | | | | | |
| 3 代執行に要する費用 | の概算 | | | | |
| (納付命令書) | ,-,, | | | | |
| 第17条 納付命令書は、 | 次の何に | トス | | | |
| NIT I W WILLING IT ELLY | | | | | |
| A C C C C FI I L | 納 | 付 命 令 | 書 | | |
| 金〇〇〇〇円也 | | | → | | |
| | | 0(| つ市 (町村) | <i>!</i> → | -1-1- |
| | | | | 何 | 某 |

上の者………せるは……のおそれあるをもって ○年○月○日戒告

書をもって………を命じたのにかかわらず、指定期限内に履行しなかったので、

○年○月○日当組合において執行した。(…………して執行せしめた。)

代執行に要した費用は、上記のとおりであるので、行政代執行法第5条により、○年

○月○日限り(別紙納入通知書により)当組合に納付することを命ずる。

上記期限までに納付しないときは、国税徴収法の例によりこれを徴収する。

○年○月○日

やまと広域環境衛生事務組合

管理者 氏

名

第9節 雑則

(配字)

- 第18条 公文の配字は、次のとおりとする。
 - (1) 令達番号の初字は、第1字目とし、左横書き一般文書の文書番号は、用紙の右 寄りに最終字が終りから概ね第2字目になるように記するものとする。
 - (2)公布文、制定文又は前文の初字は、第2字目とし、2行目からは第1字目とする。
 - (3) 日付の初字は、第3字目とする。ただし、往復文の日付は、文書番号にそろえて用紙の右寄りに最終字が終りから概ね第2字目になるように記すものとする
 - (4)公布者、制定者又は発信者の氏名は、最終字が終りから概ね第2字目になるように、用紙の下部又は右寄りに記すものとする。
 - (5) あて先は、訓令、達、指令、戒告書、表彰状又は令書等にあっては、用紙の下部又は右寄りに最終字が終りから概ね第2字目になるように記し、往復文にあっては、初字を第2字目とする。
 - (6) 題名又は件名の初字は第4字目とし、その長いものは適当に切り上げて2行以上とする。この場合において、2行目以下の初字も第4字目とする。

(句読点)

第19条 条文には、必ず句読点をつけなければならない。ただし、名詞を列挙した場合は、この限りでない。

附則

この訓令は、訓令の日から施行する。

附 則(平成24年訓令甲第1号)

この訓令は、訓令の日から施行する。